

平成29年度船橋市国際交流協会

第1回 総会

平成29年5月17日（水）14時30分から

船橋商工会議所 6階ホール

次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議案

第1号議案 平成28年度事業報告について

第2号議案 平成28年度決算報告について
監査報告

第3号議案 平成29年度事業計画（案）について

第4号議案 平成29年度収支予算（案）について

第5号議案 理事の承認について

第6号議案 規約の改正

5. 報告事項

委員会委員長の紹介

第1号議案

平成28年度事業報告

1. 協会主催事業

1) ヘイワード市姉妹都市提携30周年記念事業

市役所1階ロビーにて記念祝賀会を開催しました。祝賀会にはヘイワード市一行62名、松戸市長、各界来賓、歴代協会会長、協会会員、一般市民など総計253名が参加し、会場一杯に、賑やかに、和やかに30周年を祝うことができました。なお、この大型行事のため、インターナショナルフェスティバルは見送りました。

2) 改善策 新規事業への取り組み

外国語教室および青少年部会

外国語教室については、交流サロンでの経験から、一定のニーズがあること、それに関わる人材がいることが確認できました。

青少年部会については、近隣2市の交流協会を訪問し、青少年が継続的に活動できる部会を立ち上げるには、活動の目的を明確にすること、及びその取りまとめをする人材と拠点が肝要であるという知見を得ました。

これらの知見と情報をもとに実現に向けて引き続き取り組んでいきます。

3) 交流サロン

①本年度16回開催、延べ354名 内外国人161名

②定例会および特別企画実施内容

- ・4月21日 茶道体験 ・6月2日 料理教室 ・6月16日 ゆかたの着付け
- ・7月15日 応急救護総合訓練 ・8月8日 特別企画（市内中学生との交流）
「和風デザートを作ろう」・9月15日 ペーパーコサージュ作り
- ・10月27日 いろいろな国の方によるパフォーマンス ・11月17日 正月料理
お重盛り付け方と試食 ・12月1日 クレパスで描くチョークアート
- ・1月19日 一品持ち寄り新年パーティー ・2月16日 フィリピン料理
- ・3月4日 特別企画（市内中学生との交流）「お弁当文化のお話、ランチプレートを作ろう」

・4月7日、5月19日、9月1日、10月13日 語学講座「初級中国語・韓国語」

なお、交流サロンのスタートは平成28年1月であり、同年1月から3月に以下のイベントを実施しています。

- ・1月21日 ミニコンサート&ゲーム ・2月4日 春節とは ・2月11日 特別企画
（市内中学生との交流）「桜餅作り」 ・2月18日 折り紙でひな人形を作ろう
- ・3月3日 桜餅を作ってみよう ・3月17日 春のマナー（卒業式、入学式、お花見など）

4) 帰国・外国人児童生徒支援体制整備事業

一般財団法人自治体国際化協会より、多文化共生のまちづくり促進事業助成金を受け、市や教育委員会と協力して、市内公立小中学校に在籍する、日本語を母語としない児童・生徒の日本語学習を支援する日本語指導協力員の、派遣体制の整備を行いました。また、11月8日には、「シンポジウムー地域の外国人児童・生徒を教育支援する意味」と題して、群馬大学結城恵教授によるシンポジウムを開催しました。

2. 外国人相談窓口委員会

1) 外国人相談窓口の開設

毎週月曜日、金曜日に市役所 11 階 114 会議室で実施。延べ 96 回開催し、264 名から 300 件の相談を受けました。

対応言語としては、英語、中国語、スペイン語、韓国語、日本語の 5 か国語です。

2) 他団体との交流

平成 28 年 7 月 8 日 千葉県国際交流協会主催の「外国人相談窓口意見交換会」に参加しました。母子生活支援施設コスモスの設立経緯、及び活動内容につき学び、その後、千葉県内の市町村外国人相談窓口担当者との意見交換を行いました。

3) 外国人避難所宿泊訓練において相談窓口コーナーを設け、相談員 3 名が待機しました。

4) 駅前総合窓口センター（FACE ビル）にて 2 月 3 月に 4 回の通訳ボランティア窓口を試行しました。

5) 外国人相談窓口委員会を、年間 2 回開催いたしました。

6) 平成 29 年 3 月 27 日 法テラスの研修に参加しました。

3. 日本語教室委員会

1) 各日本語教室での学習支援等

①市内 7 か所の公民館等にある教室で、ボランティアが外国人学習者に日本語を教えました。週 1 回、年間 40 回余りの日本語教室を開催し、各教室とも学習者のレベル、希望などに応じてグルーピングして効率的に日本語の学習を行いました。

②学習者全体の登録者数は約 450 名、ボランティアは約 130 名で、各回の学習者の授業出席者は、約半数でした。

③各教室とも日本語の学習以外に、公民館等での文化祭などへの参加や、独自のイベントを行いました。

2) 日本語短期速習講座

①第 14 回（前期）：平成 28 年 5 月 12 日～ 7 月 19 日 修了者は 5 名

②第 15 回（後期）：平成 28 年 10 月 4 日～12 月 15 日 修了者は 4 名

3) 日本語学習支援者養成講座Ⅱ（初級後期）を開催しました。

ボランティアが日本語を教えるための養成講座Ⅰ（初級前期 平成 27 年実施）修了者を対象として養成講座Ⅱ（初級後期）を開講しました。

平成 28 年 9 月 8 日～12 月 22 日（週 1 回、全 14 回）講座修了者は 21 名

4) フォローアップ講座

日本語学習支援者養成講座Ⅱ修了者対象の補修講座

平成 28 年 8 月 25 日、9 月 1 日 全 2 回 受講者 18 名

5) 日本語学習支援者ブラッシュアップ講座開講

平成 29 年 3 月 14 日、17 日、23 日 全 3 回 受講者 34 名

6) 日本語教室委員会開催

開催日：平成 28 年 4 月から、2 か月に 1 回 第 4 週の水曜日に計 6 回、開催しました。

4. 国際理解セミナー

1) 駐日大使館外交官を講師に招いて行うセミナー「世界の国からこんにちは」をきららホールを会場に開催しました。

日時：平成 28 年 11 月 1 日（火）18 時 30 分～20 時 30 分

講師：スペイン国大使館 ゴンサロ・デ・ベニート駐日大使

内容：DVD によるスペイン国紹介、フラメンコショー、大使講演

観客数：235 名

今回は、5 日間で申込み締め切りの事態が生じ、日本一流のフラメンコ舞踏家のショーもあって、従来にも増して大好評でした。

2) 国際理解セミナー委員会研修会

平成 29 年 3 月 30 日（木）、前ルワンダ大使太田清和様、早稲田大学名誉教授重村智計様、JICA 総務部長高杉優弘様を講師にお招きし、外交問題について講演いただきました。質疑応答も活発に行われ、実りある研修会になりました。

5. 地球っ子委員会

1) 外国から来た子どものための「子ども日本語教室」を毎週土曜日の午前 40 回開催しました。今年度来室児童・生徒数は合計 82 名。国籍別では中国人が 69 名、フィリピン人 4 名、ネパール人 2 名、インド人 2 名、アメリカ人 1 名、カナダ人 1 名、ベトナム人 1 名、韓国人 1 名、モンゴル人 1 名。学年別では、中学既卒者 1 名、中学生 27 名、小学生 53 名、就学前 1 名。日本語指導ボランティアは 14 名、賛助会員は 4 名。今年度の成果発表として、子どもたちの作文を集めたニュースレターを発行しました。

2) 定期活動外の活動

①7 月 23 日と 24 日の 2 日間、夏休み教室「日本語であそぼう まなぼうふなばし 2016」を開催しました。二宮小の日本人児童 3 名と夏休みを利用した海外からの参加者 1 名が加わり、合計 34 名の参加者がありました。

②東部公民館講堂で動物に関する予備学習を行い、2 日目は千葉市動物公園へ外出して課外学習を行いました。

③10 月 1 日は、フィールドミュージアム三番瀬の会と協同で中学生を対象として三番瀬観察会を行い、3 名参加しました。

④12 月第三土曜日は、冬休み教室として東部公民館との共催でハッピーサタデーを企画し、当会児童生徒 27 名、管区の小学生 31 名が参加し、年賀状作りを行いました。

- ⑤ボランティアの研修として、11月26日に聖徳大学言語文化研究所公開講座「FonFに基づく指導の効果と問題点 “状況” から始まる教室活動」に1名参加しました。
- ⑥11月28日に千葉県教育委員会主催の研修会「大原小学校の日本語教室の授業参観と意見交換」に3名参加しました。
- ⑦12月6日にちばコンベンションビューロー主催の研修会「リライト、デリートで理解を促す学習支援方法」に3名参加しました。
- ⑧教育委員会主催の学校派遣協力員の研修会に、5月と2月の2回参加しました。

6. 総務委員会

- 1) 年1回開催される「理事会」「総会」、月1回開催される「運営会議」の資料作成会場の手配、議事録の作成を行いました。
- 2) 協会の主催事業等について、その準備や市との調整などを行いました。
- 3) 多文化共生等の研修会：11月30日から12月4日まで開催された「災害時における外国人への支援セミナー」に1名派遣しました。
- 4) 平成28年11月8日（火）第7回千葉県国際交流協会連絡協議会が香取市で開催され、船橋市より2名参加しました。
- 5) 平成29年1月28日（土）に市民文化ホールで開催された船橋市主催の「防災フェアふなばし」に参加しました。
- 6) 平成29年2月4日（土）にFACEビル市民活動センターで開催された船橋市主催の「市民活動フェア」に参加しました。
- 7) 災害時外国人支援サポーター
 - ①平成28年6月18日（土）外国人防災体験ツアーで千葉県西部防災センターへ
 - ②平成28年7月16日（土）災害時の活動経験者による講話
 - ③平成28年8月27日（土）28日（日）船橋市立若松中学校で外国人避難所宿泊訓練を行うと共に、災害時外国人支援サポーターの研修、実習を行いました。
 - ④平成28年9月3日（土）船橋市社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンター運営訓練に参加し、多言語支援センターのデモンストレーションを行いました。
 - ⑤平成28年11月27日（日）防災タウンウォッチングを行いました。

7. 広報委員会

- 1) 協会ニュースの発行
例年通り、7月、11月、及び3月の3回の発行をおこないました。
- 2) 外国人向け情報誌「ようこそ」は、紙媒体からWEBによる発行に代えましたが、紙媒体発行の要請を受け、3月に、内容を刷新した紙媒体での発行を試みました。その反応をもとに、次年度の発行のあり方を検討していきます。
- 3) ホームページの運用
 - ①協会の情報に加え、街の文化や行事の情報を加える試みを行いました。
 - ②バックナンバー検索方式の改善に着手しました。

8. 文化交流委員会

- 1) 日本人と外国人と一緒に楽しめる交流イベントの開催
平成 28 年 6 月 29 日 (水) バス研修
サッポロビール千葉工場、三井メディアフラワーミュージアム
稲毛記念館、稲毛民間航空記念館
参加人数 外国人 8 名、日本人 32 名、計 40 名
- 2) 日本人から外国人へ日本文化を紹介するイベントの開催
平成 28 年 9 月 14 日 (水) 手巻き寿司、太巻き寿司
講師 川崎会員、満田会員
参加人数 外国人 9 名、日本人 21 名、計 30 名
- 3) 外国人から日本人へ外国文化を紹介するイベントの開催
平成 29 年 2 月 8 日 (水) 韓国料理教室
白菜キムチ、カボチャスープ、ニラチヂミ、韓国茶
講師 崔 榮日 (チェ ヨンイル) 様 (韓国出身)
参加人数 外国人 4 名、日本人 20 名、計 24 名
- 4) カリフォルニア州立大学イーストベイ校へ留学生の募集
・パンフレット配布、ポスター掲示、広報ふなばしへ掲載、ホームページへ掲載などで留学生を募集
・成人式にてパンフレットを配布し募集 (今回、初の試み)
応募者 1 名、合格者 1 名
- 5) ヘイワード市姉妹都市提携 30 周年訪問団来船時にホームステイ先からの受渡等、提携記念事業に協力しました。

9. 会員増強委員会

- 1) 会員の増強 団体会員増 1 件
- 2) 会費未納会員への対応
団体会員の会費未納者 1 件 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
- 3) 魅力ある協会活動の実施
合唱クラブの定着…月 1 回の練習実施
ヘイワード市姉妹都市提携 30 周年祝賀会に出演
- 4) 当委員会は、初期の目的を達成したと思われるので、委員会としての役割を終え、今後は、総務委員会の中で、会員の増加等を検討して参ります。

第2号議案

H28年度船橋市国際交流協会収支決算報告書

I 収入の部

	当初予算額	補正額	現予算額	決算額	差引	摘要
1 会費収入	1,676,000	49,000	1,725,000	1,725,000	0	
2 交付金収入(船橋市)	3,500,000	0	3,500,000	3,500,000	0	
3 寄付金収入	300,000	-250,000	50,000	50,000	0	
4 事業収入	875,000	586,540	1,461,540	1,461,540	0	総会懇親会費60,000円、ヘイワード祝賀会772,000円、(総務)自治体国際化協会助成金28,040円、(文化交流)バス研修・日本料理教室・韓国料理教室95,400円、(日本語教室)短期速習受講料44,000円、ブラッシュアップ講座34,000円養成講座111,300円・テキスト代40,500円、(地球っ子)保険料・会費276,300円
5 雑収入	3,657	-3,552	105	105	0	利息等
6 前年度繰越金収入	1,625,343	0	1,625,343	1,625,343	0	
7 周年事業積立金取崩し収入	0	0	0	0	0	
合計	7,980,000	381,988	8,361,988	8,361,988	0	

II 支出の部

	当初予算額	流用額	現予算額	決算額	差引	摘要
事業費	5,990,000	520,778	6,510,778	5,951,528	559,250	
協会主催事業	2,180,000	520,778	2,700,778	2,610,705	90,073	
※1 交流サロン	200,000		200,000	132,495	67,505	
※1 インターナショナルフェスティバル	900,000	-900,000	0	0	0	
韓国・外国人児童生徒支援体制整備事業	700,000	1,486	701,486	701,486	0	
ヘイワード30周年記念事業	300,000	1,419,292	1,719,292	1,719,292	0	参加費・お祝い772,000円
会員懇親会	80,000		80,000	57,432	22,568	参加費30人分60,000円
総務委員会	570,000	0	570,000	402,541	167,459	
啓発費	0		0	0	0	
※1 災害時外国人サポーター研修	400,000		400,000	347,331	52,669	
※1 救命救急研修	10,000		10,000	0	10,000	
※1 多文化共生研修	50,000		50,000	35,210	14,790	財)自治体国際化協会助成金28,040円
調査研修費	10,000		10,000	0	10,000	
民間団体交流補助	50,000		50,000	0	50,000	
活動費	50,000		50,000	20,000	30,000	
広報委員会	630,000	0	630,000	622,816	7,184	
協会ニュース作成費	500,000	-52,448	447,552	447,552	0	
※1 ホームページ運営費	80,000	57,266	137,266	137,266	0	
その他広報費	0		0	0	0	
活動費	50,000	-4,818	45,182	37,998	7,184	
文化交流委員会	280,000	0	280,000	273,588	6,412	
※2 交流事業費	200,000	-17,037	182,963	181,317	1,646	バス研修・日本料理教室・韓国料理教室95,400円
※2 留学奨励金及び選考費	30,000	17,037	47,037	47,037	0	
活動費	50,000		50,000	45,234	4,766	
国際理解セミナー委員会	290,000	0	290,000	175,015	114,985	
※1 セミナー事業費	240,000		240,000	143,678	96,322	
活動費	50,000		50,000	31,337	18,663	
外国人相談窓口委員会	290,000	0	290,000	248,322	41,678	
※1 ボランティア研修費	30,000		30,000	0	30,000	
※1 運営費	230,000	1,243	231,243	231,243	0	
※1 活動費	30,000	-1,243	28,757	17,079	11,678	
日本語教室委員会	1,450,000	0	1,450,000	1,370,248	79,752	
※1 日本語教室運営費	900,000		900,000	881,848	18,152	短期速習受講料44,000円
※1 学習支援者養成講座	500,000		500,000	450,787	49,213	ブラッシュアップ講座34,000円・養成講座111,300円・テキスト代40,500円
※1 活動費	50,000		50,000	37,613	12,387	
地球っ子委員会	280,000	0	280,000	248,293	31,707	
※1 運営費	200,000		200,000	200,000	0	保険料・会費276,300円
※1 養成講座	40,000		40,000	8,293	31,707	
※1 活動費	40,000		40,000	40,000	0	
会員増強委員会	20,000	0	20,000	0	20,000	
	20,000		20,000	0	20,000	
運営費他	1,990,000	-520,778	1,469,222	885,101	584,121	
運営費	120,000	0	120,000	64,606	55,394	
渉外費	20,000		20,000	7,000	13,000	
会議費	100,000		100,000	57,606	42,394	
通訳・翻訳・筆耕	0		0	0	0	
事務費	680,000	0	680,000	520,495	159,505	
通信費	380,000		380,000	312,605	67,395	
事務・消耗品費	150,000		150,000	104,570	45,430	
保険料	120,000		120,000	103,320	16,680	
備品費	30,000		30,000	0	30,000	
周年事業等積立金	300,000	0	300,000	300,000	0	
周年事業等積立金	300,000		300,000	300,000	0	
予備費	890,000	-520,778	369,222	0	369,222	
予備費	890,000	-520,778	369,222	0	369,222	
合計	7,980,000	0	7,980,000	6,836,629	1,143,371	

収 支

収 入	8,361,988
支 出	6,836,629
繰越残高	1,525,359

周年事業等積立金

I 収入の部

積立金期首残高	625,749
繰入金	300,000
繰入	6
計	925,755

収 支

積立金期首残高	625,749
積立金期末残高	925,755


II 支出の部

積立金取り崩し	0
計	0

平成 29 年 4 月 14 日

船橋市国際交流協会

会長 宮 慶助 様

監事 相澤 友夫 

監事 目崎 誠 

監 査 報 告

船橋市国際交流協会規約第 8 条第 5 項に基づき、平成 28 年度
帳票類を監査した結果、その内容は適切なものと認めます。

第3号議案

平成29年度事業計画（案）

I 概要

我が国は引き続き、在住外国人との共生が重要になる環境下であり、その傾向は強まってきているように思われます。

については、今後「外国人住民との交流の拠点」の必要性が高まるもとの考え、新たに「レンタルスペースF」を借用し、会議やサロン、講座など多目的に活用できる拠点を持つことを計画しております。このスペースを活用することを通して、地域づくりに貢献する活動をしていきます。

II 事業計画

1. 協会主催事業

1) 協会設立30周年記念事業

今年、設立30周年となることから、記念事業を実施します。なお、事業実施にあたっては、市制施行80周年記念事業としての姉妹都市交流事業と調整を行います。また、インターナショナルフェスティバルの開催は見送ります。

2) 改善策 新規事業への取り組み

・外国語教室

今年度借用するレンタルスペースFを活用し、交流サロンから得た知見をもとに、実施する体制を整備していきます。

・青少年部会

今年度借用するレンタルスペースFを、活動の拠点とする体制を整備していきます。

また、協会ニュースやメールマガジンを活用して、とりまとめの人材確保を進めます。

3) 交流サロン

① 平成28年度に実施した経験をもとに改善とさらなる充実を図ります。

② 定例会は月2回を目標に、木曜日に開催します。

③ 市内中学生と在留外国人との交流を図る特別企画を数回実施いたします。

④ 交流サロンに参加した外国人の意見を取り入れた、外国人企画行事の試みを行います。

4) 在住外国人教育支援・地域社会参画支援事業

前年度同様、一般財団法人自治体国際化協会より、多文化共生のまちづくり促進事業助成金を受け、近年急増する外国人市民に対して、将来必要とされる対策を検討する会議を設置します。同時に、平成28年度に実施した同事業により、新たに必要となった母語協力員への研修を実施します。

2. 外国人相談窓口委員会

1) 外国人相談窓口の開設

毎週月曜日、金曜日に市役所 11 階 114 会議室で開催します。

対応言語としては、英語、中国語、スペイン語、韓国語、日本語の 5 か国語です。

2) 研修会等への参加

外国人に対する問題を取り扱う研修会・事業に参加し、相談員のスキルアップを計ります。

3) 外国人避難所宿泊訓練、理解セミナー等協会が主催する各種イベントに参加・協力をを行います。

4) 外国人相談窓口委員会を年間 2 回開催します。

3. 日本語教室委員会

1) 各日本語教室による日本語教室開催

7 か所の日本語教室において、各教室週 1 回、年間 45 回前後の教室を開催します。

2) 日本語短期速習講座

①前期：平成 29 年 5 月～7 月 20 回（18 回教室講座、2 回街歩き実践講座）

②後期：平成 29 年 10 月～12 月 20 回（同上）

3) 日本語学習支援者養成講座 I 開講

①ボランティアが日本語を教えるための養成講座 I（初級前期）

②予定時期…平成 29 年秋、毎週 1 回 2 時間、全 14 回実施

4) ブラッシュアップ講座

①対象者：日本語学習支援者ボランティアのスキルアップを目的として実施される講座。

②予定時期：時期他詳細未定。

5) 日本語教室委員会開催

①全 7 教室および必要に応じて短期速習講座の教室委員出席のもと、平成 29 年度は、4 回程度を目途として開催し、各教室の運営状況の報告と課題などの協議を行います。

②運営会議で報告・審議された内容を各教室に告知し、対応協議を行います。

6) ボランティア学習者間の学習以外での交流

各教室にて新年会、納涼会、忘年会、料理教室、街歩き、公民館の文化祭への参加などを実施します。

4. 国際理解セミナー

駐日大使館外交官を講師に招いて行うセミナー「世界の国からこんにちは」は既に 10 回を数え、今年も従来通り年 2 回（9 月と 3 月）実施する予定です。今年も、文化紹介コーナーで一流の出演者等さらに充実を図り、留学生のショートスピーチも併せて実施する予定です。また、その第一回目は、協会設立 30 周年事業として開催されます。

5. 地球っ子委員会

現在船橋市には、日本語指導を必須とする帰国・外国人の小中学生が約 220 名いて、年々増える傾向にあります。学校では、日本語指導も行われていますが、当委員会の地域教室では、緊張が少なく、同じ境遇や国の仲間と共に学習できる環境を提供し、子どもたちの居場所としても大切な場と考えています。

今年度も引き続き以下の通り、子ども日本語教室を開催します。

- ① 活動内容：帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導を、年齢別、レベル別のグループで行います。
- ② 定期活動は、東部公民館で毎週土曜日、午前 9：45～11：45（8月、年末年始を除く）に 40 回開催します。
- ③ 夏休み教室 2 日、冬休み教室 1 日を日本人の子どもを加えて行います。
- ④ 指導ボランティア 14 名、参加児童生徒 30 名～50 名の見込みです。
- ⑤ その他ボランティアのブラッシュアップ研修を行います。

6. 総務委員会

- 1) 協会が行う各会議等の準備、調整を行います。
- 2) 多文化共生に関する研修会に会員を派遣します。
- 3) 必要に応じ、民間国際交流団体への後援を行います。
- 4) 災害時外国人支援サポーター養成講座を行います。
 - ①外国人のための「防災体験ツアー」の開催
 - ②避難所宿泊訓練は、8月の船橋市総合防災訓練の前日から実施します。

市立の小中学校、町会・自治会の協力を得て、サポーターの実習を兼ねて訓練を行います。
 - ③外国人と共に、防災施設を見ながら船橋市の見どころを「街歩きの会」の協力を得て行う「防災タウンウォッチング」を開催します。
 - ④船橋市主催の「防災フェアふなばし」に参加、協力します。
 - ⑤防災関連団体との交流を行います。
 - ⑥船橋市社会福祉協議会が主催する「災害ボランティアセンター運営訓練」に参加・協力します。
- 5) 会員の満足できる環境の整備、会員の新規獲得など協会全体での動きの窓口として活動して参ります。

7. 広報委員会

- 1) 協会ニュースの発行
 - ①年 3 回の発行をおこないます。
 - ②協会設立 30 周年記念号を発行します。
 - ③各委員会からの積極的な投稿を掲載し、協会活動の活発化につなげて参ります。
- 2) 外国人向け情報誌「ようこそ」を、WEB と紙媒体の両方で発行していく方向を軸に、紙面構成の刷新の検討を進めていきます。

3) ホームページの運用

- ①交流協会の行事案内や報告をわかりやすく発信します。
- ②船橋の歴史や文化と、船橋の魅力（工業、農業、漁業、観光、名産など）の発信を続けていきます。
- ③動画の使用を増やして、ニュースをよりわかりやすくします。
- ④WEBを利用して、協会の紹介や入会の勧誘を積極的に行います。

8. 文化交流委員会

- 1) 日本人と外国人と一緒に楽しめる交流イベントを開催します。
- 2) 外国人から日本人へ外国文化を紹介するイベントを開催します。
- 3) 日本人から外国人へ日本文化を紹介するイベントを開催します。
- 4) カリフォルニア州立大学イーストベイ校へ留学生の派遣、募集を行います。
- 5) 交流の拠点づくりを行います。

第4号議案

平成29年度事業収支予算(案)
(収入の部)

項目	内 訳	28年度予算	29年度予算	29-28年度差	備 考
会費	@10,000/団体/@2,000/人	1,676,000	1,616,000	-60,000	団体会員63 個人会員493
交付金	船橋市	3,500,000	3,500,000	0	(一財)自治体国際化協会助成金事業70万
寄付金		300,000	100,000	-200,000	西ロータリークラブ、商工会議所
事業収入		875,000	885,000	10,000	日本語教室20万、30周年協賛金20万、30周年参加費7.5万、地球っ子20万、懇親会8万、文化交流8万、交流サロン5万
雑収入		3,657	3,641	-16	利息等
前年度繰越		1,625,343	1,525,359	-99,984	
周年事業取り崩し		0	900,000	900,000	
合計		7,980,000	8,530,000	550,000	

(支出の部)

項目	内 訳	28年度予算	29年度予算	29-28年度差	備 考
事業費		5,990,000	6,910,000	920,000	
協会主催事業		2,180,000	2,180,000	0	
	※1 インターショナルフェスティバル	900,000	0	-900,000	
	※2 交流サロン	200,000	200,000	0	
	帰国・外国人児童生徒支援体制整備事業	700,000	0	-700,000	
	在住外国人教育支援・地域社会参画支援事業		700,000	700,000	(一財)自治体国際化協会助成金
	ハイワード30周年記念事業	300,000	0	-300,000	
	協会30周年記念事業	0	1,200,000	1,200,000	含臨時ニュース発行費20万
	会員懇親会	80,000	80,000	0	総会後懇親会
総務委員会		570,000	470,000	-100,000	
	※1 災害時外国人支援サポーター研修	400,000	350,000	-50,000	講師謝礼等
	※1 救命救急研修	10,000	10,000	0	
	※1 多文化共生研修費	50,000	50,000	0	
	調査研究費	10,000	10,000	0	
	民間団体交流補助	50,000	50,000	0	
	活動費	50,000	0	-50,000	
広報委員会		630,000	1,090,000	460,000	
	協会ニュース作成費	500,000	520,000	20,000	
	※1 HP運営費	80,000	50,000	-30,000	メールマガジン
	※1 ようこそ発行費	0	360,000	360,000	年4回
	協会パンフレット	0	110,000	110,000	更新
	活動費	50,000	50,000	0	
文化交流委員会		280,000	800,000	520,000	
	※2 交流事業費	200,000	600,000	400,000	レンタルスペースF
	※2 留学奨励金及び選考費	30,000	180,000	150,000	事務費(1名)
	活動費	50,000	20,000	-30,000	
国際理解セミナー委員会		290,000	310,000	20,000	
	※1 セミナー事業費	240,000	260,000	20,000	
	活動費	50,000	50,000	0	
外国人相談窓口委員会 ※1		290,000	310,000	20,000	
	※1 ボランティア研修費	30,000	30,000	0	
	※1 運営費	230,000	250,000	20,000	
	※1 活動費	30,000	30,000	0	
日本語教室委員会 ※1		1,450,000	1,450,000	0	
	※1 運営費	900,000	820,000	-80,000	7教室運営費、保育・コピー代(男女)含む。
	※1 学習支援者養成講座	500,000	500,000	0	養成講座1、ブラッシュアップ講座等
	※1 短期速習講座運営費	0	80,000	80,000	
	※1 活動費	50,000	50,000	0	
地球っ子委員会 ※1		280,000	300,000	20,000	
	※1 運営費	200,000	210,000	10,000	
	※1 学習支援者養成講座	40,000	60,000	20,000	
	※1 活動費	40,000	30,000	-10,000	
会員増強委員会		20,000	0	-20,000	
	活動費	20,000	0	-20,000	
運営費・事務費・その他		1,990,000	1,620,000	-370,000	
運営費		120,000	120,000	0	
	渉外費	20,000	20,000	0	
	会議費	100,000	100,000	0	総会・理事会等
	通訳、翻訳、筆耕料	0	0	0	
事務費		680,000	680,000	0	
	通信費	380,000	380,000	0	DM便@82円。協会ニュースモバイル通信
	事務、消耗品費	150,000	150,000	0	
	保険料	120,000	120,000	0	ボランティア保険
	備品費	30,000	30,000	0	
周年事業積み立て		300,000	300,000	0	
予備費		890,000	520,000	-370,000	
合計		7,980,000	8,530,000	550,000	

公共性(全部) ※1:多文化共生施策推進に資する項目と考えられる
あるいは一部) ※2:国際交流推進に資する項目と考えられる

周年事業積立金

I. 収入の部

積立金期首残高	925,755
繰入金	300,000
雑収入	0
計	1,225,755

II. 支出の部

積立金取崩	900,000
計	900,000
積立金残高	325,755

第5号議案

理事の承認について

平成29年4月12日に開催いたしました運営会議において、退任される理事及びその後任について、船橋市国際交流協会規約第7条第2項に基づき、以下の通り選出いたしましたので、承認を求めます。

団体名	退任理事	新任理事	備考
船橋商工会議所	西村 由美	澤井 誠治	
船橋商工会議所国際交流委員会	小原 智	小田原 隆泰	
(公社)船橋青年会議所	嶋田 亮	田島 直輔	
船橋東ロータリークラブ	山崎 新一	大原 俊弘	
船橋東ライオンズクラブ	鈴木 隆	山下 倫彦	
船橋市少年少女団体連絡協議会	渡邊 賢	豊木 寛子	

<参考>承認後

職名	団体名	氏名	職名	団体名	氏名
会長		宮 慶助	理事	国際ソロプチミスト船橋	大村 キヨ子
副会長		嘉規 洋	理事	千葉県日独協会	須古 正恒
副会長		荒谷 晃行	理事	(一社) 船橋市観光協会	大野 一敏
副会長		日野 隆	理事	船橋市自治会連合協議会	吉田 壽一
副会長/理事	船橋商工会議所国際交流委員会	小田原 隆泰	理事	船橋市商店会連合会	伊東 實
理事	船橋商工会議所	澤井 誠治	理事	船橋市地域工業団体連合会	板谷 直正
理事	(公社) 船橋青年会議所	田島 直輔	理事	船橋大型店連絡協議会	大出 剛
理事	船橋ロータリークラブ	加登 章司	理事	船橋重陽気功協会	荒谷 美枝子
理事	船橋西ロータリークラブ	田村 泰一	理事	(株) エステート大蔵	金子 研一
理事	船橋東ロータリークラブ	大原 俊弘	理事	(有) 東魁楼	脇田 重実
理事	船橋南ロータリークラブ	小山 英明	理事	フォレスト	上原 幸子
理事	船橋みなとロータリークラブ	木村 孝夫	理事	協会個人会員	戸田 安信
理事	船橋中央ライオンズクラブ	阿部 清司	理事	協会個人会員	野上 紘子
理事	船橋東ライオンズクラブ	山下 倫彦	理事	協会個人会員	金 基英
理事	船橋北ライオンズクラブ	大谷 昇	理事	協会個人会員	渡辺 千代美
理事	船橋ヘイワードフレンドシップクラブ	梁瀬 厚子	理事	船橋市市長公室長	林 貢作
理事	船橋市少年少女団体連絡協議会	豊木 寛子			

監事	(一社) 船橋市観光協会	相澤 友夫	監事	目崎税理士事務所	目崎 誠
----	--------------	-------	----	----------	------

任期：平成30年5月まで

第6号議案

規約の改正

船橋市国際交流協会規約改正案

新	旧
<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 死亡したとき</p> <p><u>(3) 会員である団体が解散したとき</u></p> <p><u>(4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき</u></p> <p><u>(5) 会の名譽を傷つけたとき</u></p>	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 死亡したとき</p> <p>(3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。</p>
<p>(役員を選出)</p> <p>第7条2項</p> <p>理事は、<u>第14条</u>に規定する運営会議(以下略)</p>	<p>(役員を選出)</p> <p>第7条2項</p> <p>理事は、第15条に規定する運営会議(以下略)</p>
<p>(委員会)</p> <p>第13条中</p> <p>(8) その他、協会が必要と認める委員会</p>	<p>(委員会)</p> <p>第13条中</p> <p>(8) 会員増強委員会</p> <p>(9) その他、協会が必要と認める委員会</p>
<p>(総合企画会議)</p> <p>削除</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>(総合企画会議)</p> <p>第14条 協会の中・長期の運営方針等を審議するため、総合企画会議を置く。</p> <p>2 会議の構成は、会長・副会長・総務委員長及び会長の指名した者とする。</p> <p>3 審議された事項は、運営会議に付議する。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第21条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成29年5月17日から施行する。</p>	

船橋市国際交流協会規約（現行）

（名称）

第1条 この会は、船橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協会は、船橋市民を中心に広く国際交流親善についての理解と関心を高め、かつ、積極的に地域に根ざした各種交流事業を行うこと、並びに在住外国人への支援を推進することにより、国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）国際交流事業の実施
- （2）国際交流の啓発および普及
- （3）国際交流支援事業
- （4）国際交流に関するボランティア活動の支援および育成
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。

- （1）団体会員
- （2）個人会員

（会員資格の喪失）

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。

- （1）退会したとき
- （2）死亡したとき
- （3）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

（役員）

第6条 協会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- （4）監事 2名

2 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員選出）

第7条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第15条に規定する運営会議において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は理事会において選出する。

（職務）

第8条 会長は、協会を代表して、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、会議の運営上必要な場合、会長は出席者の承認を得て他のものを議長として指名することができる。

2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、会務の執行を協議し、協会の運営にあたる。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 規約の変更

(4) 役員承認

(5) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ召集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関すること

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(議事)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 本条の会議とは総会・理事会・運営会議とする。

(委員会)

第13条 協会は、第3条で定めた事業に関し、総会で決定された方針に基づき、事業の執行に関する具体的な事項を審議し、かつ、具体的な活動を実施するため、次の委員会を置き、委員の互選により委員長を選出し運営会議で確認する。

(1) 総務委員会

(2) 広報委員会

(3) 文化交流委員会

(4) 外国人相談窓口委員会

(5) 日本語教室委員会

(6) 国際理解セミナー委員会

(7) 地球っ子委員会

(8) 会員増強委員会

(9) その他、協会が必要と認める委員会

(総合企画会議)

第14条 協会の中・長期の運営方針等を審議するため、総合企画会議を置く。

2 会議の構成は、会長・副会長・総務委員長及び会長の指名した者とする。

3 審議された事項は、運営会議に付議する。

(運営会議)

第15条 協会の運営について審議するため、協会に運営会議を置く。

2 会議の構成は、会長及び副会長並びに第13条に掲げる委員会に属する委員の代表及び事務局員とする。

(経費)

第16条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会費)

第17条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。

- (1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円
- (2) 個人会員 年額 一口 2,000円

(会計年度)

第18条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第19条 会長は、会計年度終了後、決算書及び事業報告書を作成し、監査に付さなければならぬ。

(事務局)

第20条 協会の事務を処理するため、事務局を船橋市役所内に置く。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市国際交流協会規約第17条第2号の規定は、平成28年度以後の会費について適用し、平成27年度分までの会費については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

船橋市国際交流協会規約（改正案）

（名称）

第1条 この会は、船橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協会は、船橋市民を中心に広く国際交流親善についての理解と関心を高め、かつ、積極的に地域に根ざした各種交流事業を行うこと、並びに在住外国人への支援を推進することにより、国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）国際交流事業の実施
- （2）国際交流の啓発および普及
- （3）国際交流支援事業
- （4）国際交流に関するボランティア活動の支援および育成
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。

- （1）団体会員
- （2）個人会員

（会員資格の喪失）

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。

- （1）退会したとき
- （2）死亡したとき
- （3）会員である団体が解散したとき
- （4）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- （5）会の名誉を傷つけたとき

（役員）

第6条 協会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- （4）監事 2名

2 役員は任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員を選出）

第7条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第14条に規定する運営会議において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は理事会において選出する。

(職務)

第8条 会長は、協会を代表して、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、会議の運営上必要な場合、会長は出席者の承認を得て他のものを議長として指名することができる。

2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、会務の執行を協議し、協会の運営にあたる。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 規約の変更

(4) 役員承認

(5) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ召集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関する事

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(議事)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 本条の会議とは総会・理事会・運営会議とする。

(委員会)

第13条 協会は、第3条で定めた事業に関し、総会で決定された方針に基づき、事業の執行に関する具体的な事項を審議し、かつ、具体的な活動を実施するため、次の委員会を置き、委員の互選により委員長を選出し運営会議で確認する。

(1) 総務委員会

(2) 広報委員会

(3) 文化交流委員会

(4) 外国人相談窓口委員会

(5) 日本語教室委員会

(6) 国際理解セミナー委員会

(7) 地球っ子委員会

(8) その他、協会が必要と認める委員会

(運営会議)

第14条 協会の運営について審議するため、協会に運営会議を置く。

2 会議の構成は、会長及び副会長並びに第13条に掲げる委員会に属する委員の代表及び事務局員とする。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会費)

第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。

(1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円

(2) 個人会員 年額 一口 2,000円

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第18条 会長は、会計年度終了後、決算書及び事業報告書を作成し、監査に付さなければならない。

(事務局)

第19条 協会の事務を処理するため、事務局を船橋市役所内に置く。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市国際交流協会規約第17条第2号の規定は、平成28年度以後の会費について適用し、平成27年度分までの会費については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

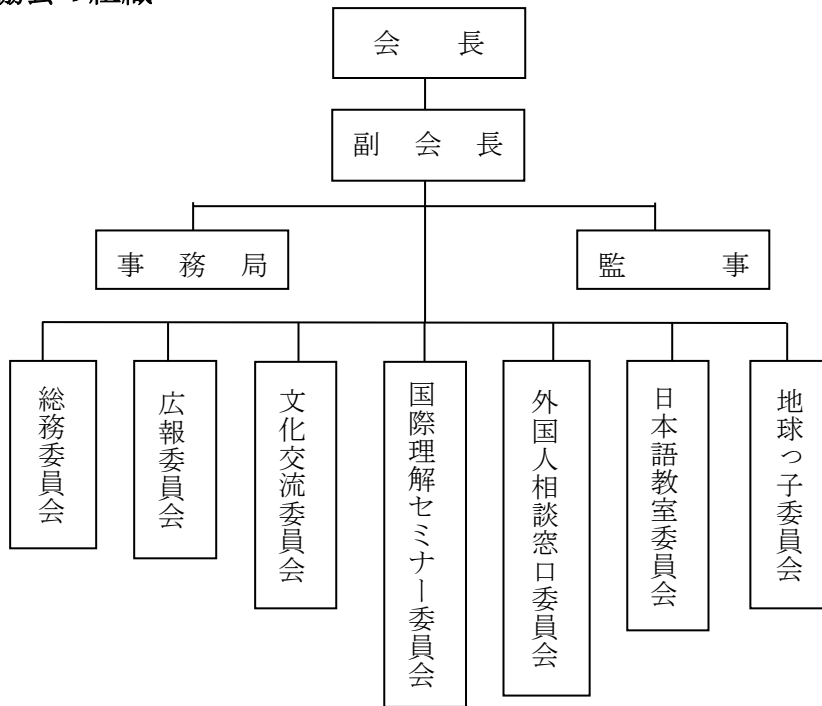
附 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

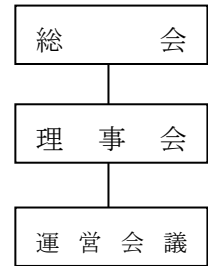
船橋市国際交流協会

(規約改正後案)

1. 協会の組織

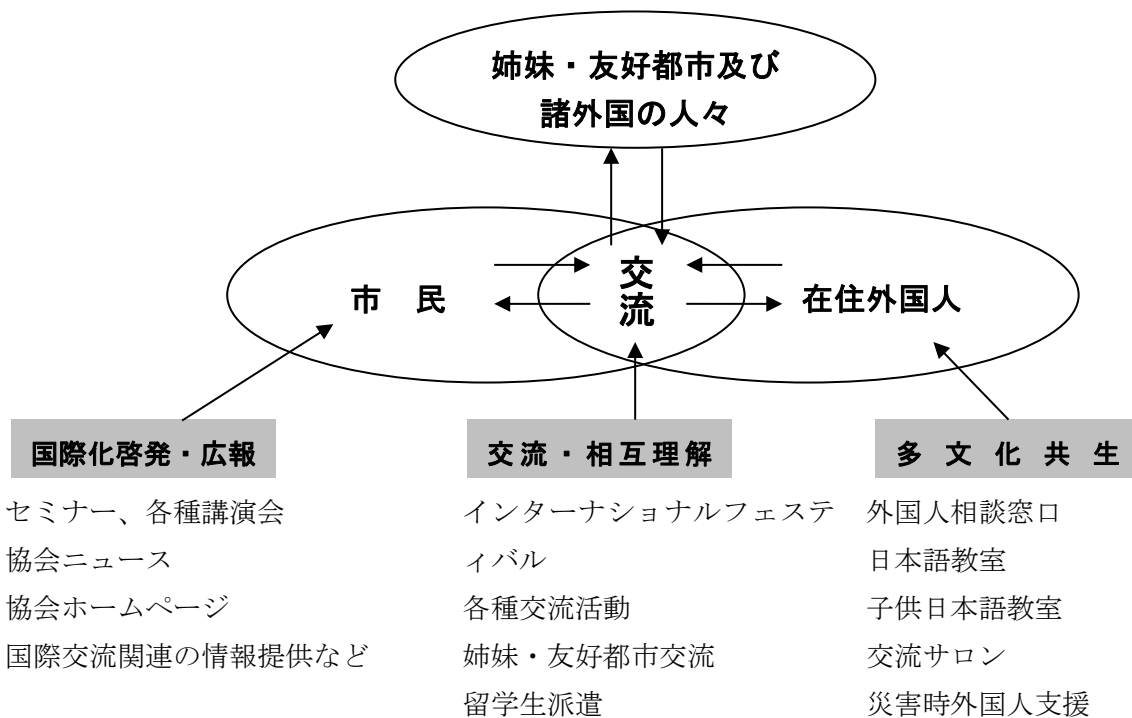


運営組織



2. 協会の活動

- 会員や広く市民・外国人との交流によって相互理解を深め、交流の輪を広げるとともにネットワークづくりを行い、外国人とともに安心して暮らせる地域づくりを図る。
- 誰でも参加できる楽しい国際交流活動



<参考>船橋市の在住外国人数 (平成29年3月31日現在)
 15,611人 102か国・地域